

森林育成事業実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、森林育成事業の円滑な実施を図るために定めるもので、事業の実施については、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「保全要領」という。）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日21林整計第336号林野庁長官外。以下、「農山漁村要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「保全運用」という。）、等関連通知及び森林育成事業補助金交付要綱（平成15年4月23日施行。以下「交付要綱」という。）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

（事業計画の作成等）

第2 水産林政部長（以下「部長」という。）は、保全要領第2及び農山漁村要領の別紙17（森林整備に係る運用）（以下、「農山漁村運用」という。）第5の規定により森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

2 事業計画の作成に当たり、部長は、地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）を通じて林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

（実施計画の作成等）

第3 部長は、毎年度、管轄地域において翌年度に実施する森林環境保全整備事業及び農山漁村地域整備交付金事業に関する要望照会を、所長及び一般社団法人宮城県林業公社（以下「公社」という。）に対し実施するものとする。

2 所長は、管轄地域内の各関係機関との連絡を密にし、森林法第11条に規定する森林経営計画、特定間伐等促進計画及び実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）並びに森林所有者の意向に基づく要望を取りまとめ、部長に報告するものとする。

3 部長は、前項及び公社からの要望に基づき、保全要領第3の実施計画を取りまとめるものとする。

4 部長は、林野庁長官からの実施計画に係る国庫補助金の内示に基づき、補助金の配分予定額を所長に示すものとする。

（事前計画の作成等）

第4 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、下刈り（4回目以降、7年生以上又は2回刈りの場合に限る）、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備並びに特定機能回復事業のうち、一貫作業、下刈り、森林作業道整備並びに農山漁村地域整備交付金のうち、花粉発生源植替え、花粉発生源植替えと一体的に実施する付帯施設等整備の林木被害防止施設等整備及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、当該事業を予定する市町村ごとに別記様式第3号の計画（以下「事前計画」という。）をあらかじめ作成し、事業着手の1週間前までに所長に提出するものとする。

- 2 所長は、前項により提出のあった事前計画に記載された事業内容について、森林経営計画等、宮城県森林作業道作設指針（以下「作設指針」という。）及び宮城県森林作業道実施基準（以下「実施基準」という。）に適合する内容であること、並びに過去の施業履歴を照合し適切な施業間隔となっていることを確認するものとする。
- 3 所長は、事業が保安林において計画されている場合には、森林法に基づく許可申請又は届出が適切に実施されているかを確認するものとする。
- 4 所長は、各事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対して指導・助言を行うものとし、計画が適正でない場合には、提出のあった日から1週間以内に別紙様式第6号により当該事前計画を提出した者に対し事前計画の補正を求めるものとする。
- 5 事業主体は、事前計画の補正を求められた場合には、補正後の事前計画を提出した後に事業に着手するものとする。

（受委託事業）

第5 森林所有者以外の者が事業主体となり事業を実施する場合の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

ア 受委託契約の締結

森林所有者と森林経営の受委託契約を締結し、森林経営計画の策定者となっている場合に限る。

イ 森林所有者の従事

（ア） 森林所有者（森林を所有する会社等の従業員を含む。以下同じ。）は、原則として、所有森林の事業（事業主体が当該森林所有者からの受託により実施する事業として補助金交付を申請しようとするものに限る。以下同じ。）に従事していないこと。ただし、森林所有者が所有森林以外の森林の事業に従事した事業量（面積又は箇所数若しくは日数。以下同じ。）が過半を占める場合、所有森林の事業に当該森林所有者以外の者が従事した事業量が過半を占める場合等は、この限りでない。

（イ） 森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、ア及びイの（ア）のほか、次の要件を満たすこと。

- a 森林組合等が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。
- b 森林組合等が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。
- c 森林組合等が直営労働力（臨時雇用を含む。）で実施した場合は、森林組合等の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び、関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

ウ 判断の期間等

イの（ア）のただし書の場合に該当するか否かを判断する期間は1会計年度とし、当該年度途中の補助金交付に当たっては、同場合に該当することが確実と認められることに留意するものとする。

エ 特例措置

県が災害の発生等からやむを得ないものと認めた場合にあっては、特例的な取扱いを認めることができるものとする。

オ 経費の透明化

（ア） 受託により事業を実施した事業主体は、あらかじめ事業に係る経費の見込みを見積書（別記様式第19号の例による。）等によりを委託者に示すとともに、事業終了

後は、速やかに当該経費の精算書等（別記様式第 20 号の例による。）を作成し、森林所有者等との間で精算手続を行うものとする。

- （イ） 森林組合は、毎年度、組合員からの受託により実施した事業の内容、収支等を決算関係資料等で明らかにして総会に諮る等、経費の透明性に努めるものとする。

（代理申請における補助金交付申請書の作成）

第 6 森林組合等は、事業主体との請負契約により自ら施業を実施した場合を除き、事業主体の事業終了後直ちに現地調査を行い、実行状況を精査するとともに、原則として事業主体から提出された完了届（別記様式第 21 号の例による。）に基づき、事業主体に代わって補助金交付申請書を作成するものとする。

- 2 森林組合等は、補助金交付申請書を作成したときは、これを事業主体に提示して確認を受けるものとする。

（補助金の代理受領）

第 7 森林組合等及び交付要綱第 3 第 5 項の規定により補助金の受領の委任を受けた森林組合連合会長（以下「森林組合連合会」という。）は、補助金交付指令を受領したときは、速やかにその旨及び補助の条件を事業主体に通知しなければならない。

- 2 代理受領した補助金は、次により速やかに事業主体に交付するものとし、支払を遅延したり、他に流用してはならない。

（1） 森林組合連合会は、10 日以内に森林組合等に交付し、補助金の支払を完了したときは、7 日以内に補助金支払明細書（別記様式第 4 号）を知事に提出するものとする。

（2） 森林組合等は、20 日以内に事業主体に交付し、補助金の支払を完了したときは、7 日以内に補助金支払明細書（別記様式第 5 号）を所長に提出するものとする。

- 3 代理受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、当該代理受領を委任をした者に全額支払うものとする。ただし、直接補助事業に関係のある次に掲げる経費については、当該代理受領を委任をした者の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

（1） 補助金事務取扱手数料

（2） 補助事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

（3） 補助事業地の森林保険料

（4） 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部（あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているものに限る。）

（補助金申請事務取扱手数料）

第 8 代理申請者が事業主体から受ける補助金事務取扱手数料（事業主体に支払うべき補助金と相殺するものを含む。）は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

（補助金の交付の申請）

第 9 交付要綱第 3 第 1 項に規定する補助金交付申請書に記載する面積、森林作業道の延長及び施業図は、測量又は精度の高い既存の図面を利用することを原則とする。なお、間伐、更新伐及び一貫作業（林相転換特別対策）に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道（作設指針に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。以下同じ。）及び他事業により開

設した作業道等の線形、幅員及び延長を施業図に記載すること。

- 2 ポケットコンパス等による測量を実施する場合、その成果は、測点、方位角、高低角、斜距離、起点（BP）の位置とし、測量野帳（別記様式第 22 号の例による。）に取りまとめること。

なお、起点の位置は公共座標値又は緯度経度を記載するか、不明な場合は、施業図へ起点の位置を明記すること。また、実測を行った施行地には、各測点に測点番号を表示した測点杭等を設置すること。

- 3 G N S S 測量を実施する場合は、次の条件を満たすものとする。

- (1) ±1 m 以下（RMS 又は 2 D R M S）の測位精度を有する G N S S 受信機（以下「受信機」という。）であること。
- (2) D G P S 等の補正方式を有した受信機であること。
- (3) 機器メーカーや第三者機関等による定期的な検定により、測位精度が担保された受信機であること。
- (4) 受信機の電源投入後は 1 分間以上その場で待機し、衛星情報を十分に取得した後に観測を行うこと。
- (5) 観測時の捕捉衛星数が 7 衛星以上であること。
- (6) 観測時の D O P 値（P D O P 又は H D O P）が 2 以下であること。
- (7) 1 測点につき、データ取得間隔は 1 秒、観測回数は 10 エポック以上であること。
- (8) 観測時の精度が ± 3 m 以下（RMS 又は 2 D R M S）であること。
- (9) 観測結果は、測量野帳（別記様式第 23 号の例による。）に取りまとめること。

- 4 UAV（ドローン）による写真測量を実施する場合は、次によるものとする。

- (1) 地上画素寸法が 30mm/画素以下となる対地高度で撮影するよう努めるものとする。ただし、当該高度で安全を確保できない場合には、地上画素寸法は任意とする。
- (2) 撮影前に、精度確認用の検証点（対空標識）を撮影区域内の上空の開けた箇所に、2 m 以上の間隔で 2 箇所以上設置し、座標値を観測する。

なお、座標値の観測が困難な場合は検証点間距離を計測する。また、基準点等の既知点に検証点を設置する場合は、座標値の観測は不要とする。

- (3) 森林作業道については、始終点に目印（対空標識等）を設置するよう努めるものとする。
- (4) 撮影した写真によりオルソ画像を作成する。また、オルソ画像と併せて 3 次元点群データを作成するよう努めるものとする。
- (5) 精度を確認するため、GIS 等によりオルソ画像上の検証点 2 点の座標値又は検証点間距離を確認し、現地で確認した検証点の座標値又は検証点間距離との比較を行い、別記様式第 11 号に記録する。許容される誤差は、座標値で 3 m 以下、検証点間距離で 5/100 以下とする。
- (6) UAV の離着陸箇所と撮影区域が離れており、撮影区域における検証点の設置が困難な場合は、第 2 号及び前号を省略することができる。
- (7) オルソ画像（又は 3 次元点群データ）に基づき、GIS 上で施行区域を表す図形（以下「GIS データ」という。）を作成し、施行区域の面積又は延長を計測するとともに、別記様式第 11 号に記録する。
- (8) 事業主体又は代理申請者が前号の面積又は延長に基づき補助金交付申請を行う場合は、補助金交付申請書に別記様式第 11 号を添付するとともに、下表のとおり作成したオルソ画像及び GIS データを所長に提出する。

なお、3 次元点群データを作成した場合は、当該データも併せて提出する。

事業種	提出するオルソ画像の撮影時期	
	事業実施前	事業実施後
人工造林	任意	○
(被害処理) 特殊地拵	○	○
下刈り	任意	○
除伐	任意	○
雪起こし・倒木起こし	○	○
保育間伐	○	○
間伐・更新伐	○	○
森林作業道	○	○
付帯施設等整備	任意	○
花粉発生源植替え	任意	○
一貫作業（林相転換特別対策）	○	○
衛生伐	○	○

- (9) データの提出に使用する電磁的記録媒体は CD-R、DVD-R、又は DVD-RW のいずれか 1 部とする。
- (10) データの提出前にはウイルスチェックを実施するとともに、データ管理票（別記様式第 12 号）を作成の上、電磁的記録媒体のケース等に添付する。
- (11) オルソ画像のファイルサイズは 1 GB 以下とし、これを超過する場合は画像を複数に分割する又は解像度を下げる等により対応する。
- (12) データのファイル形式は、オルソ画像は GeoTIFF 又は TIFF 及びワールドファイル、3 次元点群データは LAS、GIS データはシェープファイル又は KML とする。
- (13) データのファイル名は、拡張子を除き統一するよう努めるものとする。
- (14) データの参照座標系は、平面直角座標系（JGD2011）の第 10 系とするよう努めるものとする。
- (15) 面積又は延長の計測は、平面直角座標（デカルト座標）により実施するよう努めるものとする。
- 5 精度の高い既存の図面（植栽時の実測図等）を施業図として利用する場合にあって、現地で測点杭等が確認できないときは、検査員から求められた場合など必要に応じて、現地で主要測点を復元するものとする。また、申請面積と施業図として利用する精度の高い図面の面積に差異がある場合には、原則として実測し、各測点に測点杭を設置するとともに、杭には測点番号を表示すること。
- 6 森林施業面積の単位はヘクタールとし、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。また、森林作業道の延長の単位はメートルとし、小数点第 1 位以下を切り捨てるものとする。
- 7 人工造林、保育間伐、間伐及び更新伐については、標準地（100 m²以上）を 1 施行地当たり 1 箇所以上設定し、施工管理を行うよう努めるものとする。
- なお、施行地内で林況が大きく異なる場合には、異なる林況ごとに標準地を設定するよう努めるものとする。
- 8 市町村等が請負に付して事業を実施する場合、請負契約に係る完了検査により適切な事業の実施が確認された後に補助金交付申請を行うものとし、提出の期日は事業完了の日から 30 日以内とする。

- 9 補助金交付申請が第5次又は第6次申請となる場合、積雪により現地検査の実施が困難となる恐れがあることから、オルソ画像等に基づく完了検査が可能となるよう、事業主体はUAV（ドローン）による写真測量の実施に努めるものとする。

（標準単価）

第10 標準単価は、保全要領等により知事が別に定めるものとする。

（補助対象要件等）

第11 補助対象要件等は、保全要領、保全運用、農山漁村要領及び農山漁村運用によるほか、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助の対象とする造林用樹種は、標準単価で定める樹種及びその他造林しようとする地域の自然条件に適合し、確実に森林に成立することが見込まれる樹種（原則として外国樹種、本県に自生していない樹種及び高木に成林することが見込めない樹種を除く）であって、知事が適当と認めたもの（以下「その他樹種」という。）とする。
- （2） 森林環境保全直接支援事業において機械地拵え及びコンテナ苗の活用により、主伐と一体的に再造林を実施する場合には、人工造林（一貫作業）の標準単価を適用するものとする。
なお、機械地拵えを実施した後、冬季に一旦作業を中断し、春季に再造林を実施する場合も当該単価を適用できるものとする。
- （3） 人工造林（一貫作業）及び一貫作業（林相転換特別対策）については、フォワーダ等を活用した効率的な苗木運搬の実施に努めるものとする。
- （4） 人工造林の実施後に獣害被害が確認された場合、事業主体は森林育成事業完了検査実施要領（以下「検査要領」という。）で定める「本数検査法」により被害状況を確認するとともに、獣害対策として付帯施設等整備を速やかに実施するものとする。
- （5） 下刈りは原則1回刈りとし、3回目まで、かつ6年生以下を補助の対象とする。
なお、2回刈り、4回目以降又は7年生以上10年生以下の下刈りについては、事前計画により必要性が認められた場合のみ補助の対象とする。
- （6） 下刈りの2回刈りは、トータルコストの低減を図る観点から対象を1齢級とし、事業の実施後に施行箇所を1回刈りに変更して2齢級まで継続して事業を行うことは、できないものとする。
- （7） 熱中症対策として、間接費の加算対象となる期間は、7月1日から9月15日までとする。
- （8） 更新伐は、天然林の質的・構造的改善を目的とする整理伐のみを対象とし、次の要件を満たすこととする。
 - ア 県実施補助事業「ナラ林保全対策事業（ナラ林更新伐）」の対象とならない林分であること。
 - イ 伐採後の更新方法について、県と現地協議を行うなど十分に検討すること。
 - ウ 伐採後に人工植栽しない場合の伐採率はおおむね70%とし、森林土壌の保全や後継樹の成立に配慮した施業に努めること。
 - エ 伐採後に人工植栽しない場合、事業主体は不用萌芽枝の除去や掻き起こし等の更新補助作業を適切に実施すること。
- （9） 間伐及び更新伐はそれぞれ、補助金の申請ごと、かつ森林経営計画ごとに、施行地の面積の合計が5ha以上のものを補助対象とする。
- （10） 保育間伐及び間伐の伐採率は、当該林分の主林木本数の20%以上とする。
- （11） 保育間伐について、伐採木が豪雨等により流木となる恐れのある施行地においては、

伐倒のほか、枝払、玉切及び片付を実施するよう努めるものとする。

なお、片付とは、玉切した丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は固定し整理する工程とする。

- (12) 実行経費の算出において伐採木の搬出材積は、間伐及び更新伐については1 ha 当たり80 m³を上限として、一貫作業（林相転換特別対策）については100 m³を上限として求めるものとする。
- (13) 間伐、更新伐及び一貫作業（林相転換特別対策）の施行地内に搬出を実施しない林分が存在し、かつ伐倒木が豪雨等により流木となる恐れがある場合、当該林分においては、伐倒のほか、枝払、玉切及び片付を実施するものとする。
- (14) 間伐については60年生以下を補助の対象とする。
- (15) 施行地とは、同一の事業主体が同一時期に実施する同一事業種の施行区域（原則として、接続する区域）とする。また、外周は、当該施業区域の外縁部から2 mの範囲内とする。
- (16) 既設の森林作業道や他事業により開設した作業道がある場合は、その敷地面積を除いた面積を補助の対象とする。ただし、間伐及び更新伐の実施に当たり一体的に森林作業道を開設する場合に限り、当該森林作業道の敷地面積も補助対象とすることができるものとする。

なお、森林作業道の敷地面積は延長に幅員を乗じた値とし、延長及び幅員は台帳、開設時の施業図、測量データ等により確認する。

- (17) 該当する事業種が実施されていない箇所であって1箇所の面積が0.01ha以上であるものは除地とし、施業図にその位置及び面積を記載するとともに、補助対象面積には含めないものとする。
- (18) 衛生伐のうち松くい虫被害木の処理に係る事業内容については、宮城県森林病虫害等防除事業実施要領（平成14年4月1日施行）の別表第1によるものとする。
- (19) 雇用労働と自家労働、購入苗木と自家苗木との区分は行わない。
- (20) 農地に対して植栽する場合は、農地法に基づく農地転用の許可又は非農地証明を受けたものを補助する。
- (21) 間伐、更新伐及び一貫作業（林相転換特別対策）の伐採木を重量単位（t）から材積単位（m³）に換算する場合は、原則として伐採木搬出先の計算伝票等によるが、伝票等に換算係数の記載がない場合は、針葉樹は1.3、広葉樹は0.8を重量に乗じて材積を算出するものとする。
- (22) 花粉発生源植替えは、森林経営計画において主伐及び再造林が計画されているものとし、スギ林又はヒノキ林を本数伐採率で概ね70%以上伐採するものとする。

また、植栽密度は1 ha 当たり1,500本以上とし、一貫作業により実施するものとする。

なお、植栽にはコンテナ苗を使用し、樹種はスギ（国または都道府県独自に「低花粉」、「少花粉」、「無花粉」のいずれかに認定された品種）及びカラマツとする。

- (23) 林相転換特別対策（花粉発生源対策タイプ）は、宮城県の定める「スギ人工林伐採重点区域」内において実施され、かつ森林所有者、事業主体及び宮城県による、「本事業による施業の実施後一定期間は皆伐を行わない」旨を規定した協定が締結されたものを対象とする。

また、協定の終期は、事業完了年度の翌年度の初日から起算して最低10年間とする。

なお、当該協定の締結にあたっては、森林所有者と事業実施主体との間で内諾を得た後、協定締結について事業実施主体から所長を経由の上、知事に対し協議するものとし、事業着手前までに3者により締結するものとする。（別記様式30号）

- (24) 林相転換特別対策に係る一貫作業について、植栽にはコンテナ苗を使用し、樹種はスギ（国または都道府県独自に「低花粉」、「少花粉」、「無花粉」のいずれかに認定された品種）及びカラマツとする。
- (25) 森林作業道、防護柵、食害防護資材設置及び剥皮防護資材設置については、施工後の維持管理及び被害が生じた際の修繕を事業主体等が実施可能な場合に補助対象とする。また、維持管理及び修繕時に生じた廃棄物は必ず回収し、適切に処分するものとする。
- (26) 防護柵（金属柵）は、高さ 1.8m 以上、網目サイズ 20cm 以下、支柱間隔 5 m 以下とする。また、防護柵（樹脂ネット）は、高さ 1.8m 以上、網目サイズ 10cm 以下、支柱間隔 4 m 以下とし、スカートネットを設置するものとする。
- (27) 食害防護資材設置における資材の高さは 1.7m 以上とする。
- (28) 剥皮防護資材設置における資材の高さは 1.5m 以上とし、主林木に限り補助対象とする。
- (29) 送電線等の線下敷における施業については、過去の実績から市町村森林整備計画で定められた標準伐期齢に達する見込みのない場合には、原則として補助対象としないものとする。
- (30) 現場監督費は、現場作業員又は事業実行者との契約書や、事業主体が現場作業員の監督を行っていることを証明できる書類（仕様書、指示書、日報等）を確認できる場合に限り補助対象とする。
- (31) 「みどりチェック」チェックシートは実際に事業を行った者（事業実行者）が記入するものとし、現場着手前に現場状況・作業工程等を確認し作成するものとする。

（その他樹種の承認申請）

- 第 12 事業主体は、第 11（１）に規定するその他樹種の承認を受けるための申請を行う場合は、事業着手年度の前年度 12 月までに別記様式第 7 号により行うものとする。
- 2 市町村長及び所長は、前項の申請書の提出があったときは、申請に対する意見を付けるものとする。

（森林作業道の開設又は改良）

- 第 13 補助対象は、保全要領、保全運用、農山漁村運用、作設指針及び実施基準に適合し、継続的に使用される森林作業道の開設及び改良であって、県が事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると認定したものとする。
- なお、森林作業道の開設にあつては、保全要領又は農山漁村運用が定める他の森林施業と一体的に実施されるものとする。
- 2 補助を受けようとする者は、事前計画提出時に別記様式第 1 号（森林作業道チェックリストの様式 1 【路線計画用】）、補助金交付申請時に別記様式第 2 号（同リストの様式 2 【施工者確認用】）を所長に提出するものとする。
- 3 森林作業道の路面工に使用する砕石は RC-40 又は C-40 を標準とし、敷厚は t=10cm とする。また、谷側に 0.5m の路肩を設置するか、丸太筋工等により路面工の流出・洗掘防止対策を施すものとする。
- 4 森林作業道における横断排水工の設置間隔は 50m を標準とする。
- なお、設置間隔は現地状況に応じて適宜変更できるものとする。

（事前確認）

- 第 14 事業主体は、やむを得ない理由により、補助金交付申請書の提出日が各事業種（森林作業

道及び付帯施設等整備を除く）の完了日から起算して 30 日を超える場合、又は積雪等により現地検査の実施が困難となることが見込まれる場合には、別記様式第 15 号により、補助金交付申請前の事前確認の実施を所長に対し依頼するものとする。

- 2 所長は、事前確認の依頼を受けたときは、第 15 及び検査要領に準じ速やかに現地検査を実施するものとする。
- 3 事前確認の結果、当該施行地がこの要領及び検査要領の規定に適合しないものであるときは、事業主体は速やかに改修を行うものとする。
- 4 事業主体は、前項により改修を行った場合、第 1 項に準じて所長に対し再確認を依頼する、又は完了検査時に再確認を申し出るものとする。
- 5 前項により再確認が依頼された場合の手続きについては、第 2 項及び第 3 項に準ずる。
- 6 再確認により改修後の状況が確認されなかった施行地については、補助の対象とならないものとする。
- 7 確認者は、事前確認及び再確認の実施後、速やかに別記様式第 16 号にとりまとめ、所長に報告するものとする。
- 8 所長は、事前確認及び再確認の結果について、事業主体に通知するものとする。
- 9 事前確認関係書類は、完了検査関係書類とともに保存するものとする。

（完了検査）

第 15 所長は、補助金交付申請書を受理したときは、検査要領により、次のとおり完了検査を行うものとする。

- （1） 検査を行う検査員は、所長が命ずる職員とする。
- （2） 所長は、検査を行おうとするときは、別記様式第 8 号により事業主体又は森林組合等に通知するものとする。
- （3） 検査は、事業主体又は森林組合等が立ち会いの上、行うものとする。
- （4） 検査の結果、当該施行地がこの要領及び検査要領の規定に適合しないものであるときは、完了と認めず、不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- （5） 検査員は、検査後速やかに別記様式第 9 号に結果を記入し、別記様式第 10 号の完了検査復命書により所長に報告するものとする。
- （6） 所長は、補助金交付申請書類を部長に進達する際に前号の完了検査復命書の写し及び検査調書を添付するものとする。
- （7） 検査調書及びこれらに類する書類等は、事業の終了の翌年度から起算して 5 か年間（林相転換特別対策は 10 年間）保存しなければならない。
- （8） 所長は、検査を行った施行地の情報（位置、区域、面積等）について G I S 等で管理し、以後の検査等に活用するものとする。

（補助金受領後の書類整備）

第 16 事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠書類を整備するものとする。

- （1） 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿（別記様式第 24 号の例による。）
- （2） 施行地ごとの施行台帳（別記様式第 25 号の例による。）
- （3） 補助金及び経費明細書（別記様式第 26 号の例による。）。

なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書（別記様式第 27 号の例による）を森林所有者等に通知するものとする。

（更新伐に係る更新調査）

- 第 17 所長は、更新伐実施完了年度の翌年度から起算して 2 年を経過した施行地において更新調査を実施し、適切に更新が完了しているか確認するものとする。ただし、当該施行地において本事業により人工造林を実施し、完了検査で合格とされた場合には更新調査の実施を省略できるものとする。
- 2 更新調査を行う調査員は、所長が命ずる職員とする。
- 3 更新調査は、更新伐の全施行地について、面積 5 ha 当たり 1 箇所以上の任意の場所に面積 100 m²（原則 10m×10m）の標準地を設定し、次の更新完了基準に適合しているかを確認するものとする。
- （1） 更新完了基準（植栽による更新の場合）
市町村森林整備計画において定められた標準的な植栽本数により植栽が実施され、枯損本数が植栽本数の 20% 以下であること。
- （2） 更新完了基準（天然更新による更新の場合）
ア 天然下種更新又はぼう芽更新によるものであること。
イ 後継樹は、すべての針葉樹、ナラ類、クヌギ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ、ブナ類、ミズキ類、ハリギリ、アオダモ、ミズメ、アサダ、クルミ類、ケヤキ等将来高木となりうる樹種であること。
ウ 樹高が 30 c m 以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等がヘクタール当たり 1,700 本以上（標準地当たり 17 本以上）又は市町村森林整備計画において定められた標準的な植栽本数以上存在すること。
- 4 更新調査の結果、当該施行地が更新完了基準に適合しないものであるときは、事業主体又は代理申請者は、市町村森林整備計画において定められた標準的な植栽本数が満たされるよう植栽を実施しなければならない。
- 5 4 により植栽を実施した場合、所長は再調査を実施するものとする。
- 6 所長は、更新調査及び再調査を行おうとするときは、別記様式第 28 号により事業主体又は代理申請者に通知するものとする。
- 7 更新調査及び再調査は、事業主体又は代理申請者の立会のもと行うものとする。
- 8 調査員は、更新調査及び再調査の実施後、速やかに別記様式第 29 号にとりまとめ、所長に報告するものとする。
- 9 更新調査関係書類は、更新伐の完了検査関係書類とともに保存するものとする。

（転用等及び補助金返還の届出（承認））

- 第 18 補助金受領者は、当該補助金に係る事業の施行地において転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。）をしようとする場合又は保全要領第 12 の 1 の規定により補助金相当額を返還する場合は、別記様式第 13 号によりあらかじめ所長に届け出るものとし、その届出に係る行為の着手前に保全運用第 18 に基づき農林水産大臣の承認を得るものとする。
- 2 所長は、前項の届出があった場合は、内容を審査の上、次に掲げる事項を付して部長に提出するものとする。
- （1） 完了検査者名、完了検査年月日及び検査面積
（2） 転用等又は補助金返還に対する意見

（補助金返還減免の協議（同意））

- 第 19 補助金受領者は、保全運用第 18 に規定する補助金相当額の返還の減免を受けようとする場合は、別記様式第 14 号により、所長を経由の上、知事に協議するものとし、その協議に係る行為の着手前に農林水産大臣の同意を得るものとする。

2 所長は、前項の協議があった場合は、内容を審査の上、次に掲げる事項を付して部長に提出するものとする。

- (1) 完了検査者名、完了検査年月日及び検査面積
- (2) 協議に対する意見

(事業で造成した施設の維持管理)

第 20 事業主体又は当該施設の管理権原を有する者は、施設（森林作業道、防護柵等）の管理台帳を、森林作業道は別記様式第 17 号により、防護柵は別記様式第 18 号により作成し、事業実施年度の翌年度の 5 月 31 日までに事業地を管轄する所長に写しを提出するものとする。

また、施設の性能を継続的に確保するため、維持管理及び施設の性能を棄損する被害が生じた場合の修繕を適宜実施するとともに、当該修繕内容を管理台帳に追記の上、作業終了後所長に写しを提出するものとする。

特に防護柵については、実施した年間の巡視の実施状況及び修繕内容を台帳に追記の上、事業実施年度の翌年から 5 年間、毎年 5 月 31 日までに所長に写しを提出するものとする。

(写真の撮影等)

第 21 事業主体は、保全運用第 12 の（1）及び別表（写真管理基準）に基づき、現地写真を撮影し管理するとともに、完成写真としてとりまとめ補助金交付申請書に添付するものとする。

(書類の提出部数)

第 22 この要領により知事に提出する書類の部数は、各 1 部とする。

(書類の経由)

第 23 この要領により知事に提出する書類は、事業地を管轄する地方振興事務所（地域事務所）を経由の上、提出するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 15 年 8 月 21 日から施行する。
- 2 造林事業実施要領（昭和 49 年 12 月 25 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 15 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 21 日から施行する。